

事務連絡
令和5年10月12日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人全国建設業協会
労働部

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第121号）を公布した旨、情報提供がありました。

つきましては、貴協会所属会員企業に対し、周知していただきますようお願い致します。

以上
(担当：労働部 吉田)